

○大府市ふれ愛ゾーン利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年大府市条例第29号。以下「条例」という。）第25条及び大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年大府市規則第32号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、条例第5章に規定するふれ愛ゾーンの利用について、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用条件)

第2条 ふれ愛ゾーンで実施できる活動は、条例第16条の目的に即した活動（趣味、娯楽その他嗜好に応じた活動を除く。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 話合い、研究会、集会等の自主的な活動
- (2) 知識及び教養の向上を図るための講演会、講習会、展示会等の活動
- (3) 健康の増進を図るためのレクリエーション活動
- (4) 前3号の活動を行うために必要な活動
- (5) その他市長が特に認める活動

(利用時間の単位)

第3条 ふれ愛ゾーンを利用する時間の単位は、毎正時又は毎時30分を開始時間とし、1時間を1単位とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月29日から施行する。